



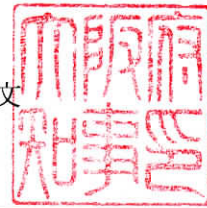
大阪府認定リサイクル製品 認定証

大阪市住之江区南港東3丁目1番2号
株式会社 三和
代表取締役 共田 義夫 様

大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づき、下記のとおり
大阪府認定リサイクル製品として認定します。

令和2年3月1日

大阪府知事 吉村 洋文



品 目 名	17 再生材料を利用した土木・建築用製品
認定番号・製品名	191012 流動化処理土（ソイルモルタル） 191013 流動化処理土（スラリーモルタル） 191014 再生改良土（20mm アンダー） 191015 再生砂（20mm アンダー） 191016 再生砂（洗浄10mm アンダー） 191017 再生砂利（洗浄5～10mm）
認定の区分	第1区分
認定の有効期限	令和2年3月1日から令和5年2月28日まで
認定証の書換えの履歴	平成22年10月1日 初回認定（以後継続認定）

（注意）1. 認定要領第10条第1項に該当する場合は、認定の効力を失効します。

2. 認定を受けた者は認定要領第11条第1項から第3項に掲げる責務を遵守すること。